

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ビジネスエコシステムの構築を通じて、顧客との継続的な関係を築くことに注力し、パートナー企業との協力により共同マーケティング、共同開発、製品の統合など、様々な形態の連携を推進する。
- 社内での知識共有とコラボレーションを活発化させることで、相互の学びや成長を促進し、あわせてコミュニケーションツールやプロジェクト管理ツールを活用する。  
従業員同士の学習と協力を促し、集団的なスキルの向上を図る。
- 従業員のスキルや専門性を詳細に把握するためのスキルマップを作成し、技術トレーニング、研修、外部の専門家による講演などを通じて、従業員の専門知識やスキルを向上させ、より多くのプロジェクトや業務に従業員をマッチングすることを可能にする。
- 環境に優しいエネルギー、再生可能エネルギー、エネルギー効率化、持続可能な農業などの分野での技術やイノベーションを活用する。
- 柔軟な労働時間制度やリモートワークの活用、ワークライフバランスの促進などを通じて、従業員のストレスや過労を軽減し、従業員の健康と働きやすさを向上させる。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

### ③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

- 取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（ファイティ・ファイティ）”とする。
- 包装資材やパレットなどの物流資材の再利用やリサイクルを推進する。使い捨ての梱包材を減らし、環境に優しい再利用可能な材料を使用することで廃棄物を削減する。
- 取引先には不当・不合理な依頼をせず取引価格については相場等に基づき合理的に依頼・交渉します。

2023年6月11日

株式会社タラッタ

企業名

代表取締役 喜多佐知子

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。